

第3回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和5年3月6日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和5年3月6日（月） 午後1時55分
吾妻町ふるさと会館2階研修室1
- 3 閉会日時 令和5年3月6日（月） 午後3時40分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博
14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治
18番 林田 剛	19番 馬場 保		

(2)欠席者（1名）

10番 草野有美子

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	藤吉 文女
参事補	酒井 伸也
主 事	山内 将平

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第3 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第6 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第17号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第18号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

7 農政推進に係る協議事項

(1) 農業経営基盤強化促進法等の一部改正について

8 その他

(1) 令和5年度農業委員会会議日程(案)について

午後1時55分開会

○事務局長(増富 浩彦君) 皆さん、こんにちは。ちょっと時間前ですけども、全員おそろいのようなので、議事開始の前にお願ひいたします。

議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

今回、農用地利用配分計画の意見聴取で笠原委員が関係者ですので、議事に参与することはできませんが、委員会の意思により参考人として出席し、説明などのための発言は差し支えありません。また、ほかの案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

また、本日は、草野有美子委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。

会長、開会をお願いいたします。

○議長(馬場 保君) 皆さん、改めまして、こんにちは。

農作業の忙しい中、また年度末の多忙な中、ご出席いただきましてありがとうございます。

一つ報告をいたしておきます。去る2月の21日に、研修ということで、福岡県の大刀洗町並びに、28日の平戸市農業委員会からの研修でまいっておりますので、報告しておきます。

以上です。

それでは、着座にて進めてまいります。

ただいまから、令和5年第3回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、5番、山崎委員、6番、本田委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第12号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願についてから、日程第8、議案第18号、農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取についてまでの議案7件となります。

それでは、日程第2、議案第12号、農地法第3条の規定による許可処分取消願について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第12号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号4番、1件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号4番です。4番は、3条の許可後、8年たっても名義変更がされな
いため、許可を取り消してほしいとの願いが出た案件です。

申請番号4番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号4番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この場合ですよ。もう10年近くたつでしょ。これをそのままと
くわけですか。10年ぐらい。名義変更せんでも。それでもよか訳ですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか、説明。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。譲渡人のお金を受け取っておられませんで。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 金はもろうとらんと。

○事務局（藤吉 文女君） もらってない。本人さんもずっと我慢して待っておられてはいたようす
けど。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○委員（9番 徳永 玉義君） 過去にいろいろあった。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 10年もたってからということやけん、びっくりしたよ。

○委員（9番 徳永 玉義君） ああ、時間がですね。

○委員（2番 内田 弘幸君） 今後はやっぱり、売買に関しては、いろいろと、今までの経緯を、買
うか、買って、すぐほかに回したり、貸し手側は一切耕作せんていうところも見受けられるけん、今
後はやっぱり、こういう売買関係とか出てきたときは、そこら辺をちゃんと注意してほしいと思いま
す。

○議長（馬場 保君） この件はほかに何かご意見ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかに、ご質疑がないようですので、議案第12号、申請番号4番は、申請どおり取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり取り消すことに決定しました。

次に、日程第3、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書4ページを御覧ください。

〔議案第13号の朗読〕

議案書5ページ、申請番号57番から63番です。資料は別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号57番から59番です。申請番号57番は耕作できないため、譲与する案件、58番と59番は耕作利便のため、買い受ける案件です。

申請番号57番から59番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

では、申請番号57番から59番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして中部調査会長お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は申請番号60番です。

60番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

申請番号60番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号60番について、ご質疑がありましたらお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） この人は、3条での申請でございますけれども、最終的には転用目的

という形はないわけですか。

実際的に単価を見れば、最終的な目的というのは、本当に規模拡大のための農地の取得なのか、それとも転用目的の取得なのか、そこら辺は調査会の中ではいかがでしたか。

○事務局（藤吉 文女君） すいません。事務局ですけど、何で3条で買ったかっていうと、農振外なので、基盤法を使うメリットはないから、もう3条ですということ、あとここ1種なので、簡単に転用できない所になっております。

○委員（14番 東 康敬君） しかし、農振に入っとらんでも、基盤で買えるってこと。

○事務局（藤吉 文女君） 特別控除が800万、基盤法も使えはしますけど、特別控除が使いたいという理由で、もう基盤法はあきらめて、3条にするけんと本人は言われてました。

○委員（14番 東 康敬君） それでも基盤法でもできはしますでしょう。

○事務局（藤吉 文女君） できはします。

○委員（14番 東 康敬君） あえて3条です。

○事務局（藤吉 文女君） 最初は基盤法でって言ってたんですけど。周りに集落も何もなくて、1種なので、なかなかアパートは難しいと思います。

○議長（馬場 保君） 林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） 事務局言うように、私も確認したところ、前もこの持ち主の人の水田を買って転用をしている、多分、同じ人から同じ単価になったんじゃないかなという話ですね。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして西部部調査会長お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は申請番号61番から63番です。

61番から63番とも耕作できないため、譲り渡す案件です。

申請番号61番から63番について、現地調査並び協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号61番から63番についてご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） とにかく、1万2,000円やったり、2万円やったりとですけど、これやったら、この辺の、逆にこういう金額で、売買ばした場合、この辺の農地の価値ば、極端に下げってしまうような形になるけん、1万2,000円とか2万円になるなら、贈与なり何なりしてもろうたほうが、価値が、農地の価値が本当に、わざと下げてしまいよるような感じに、この間から気に

なっとなる。その辺はやっぱり考慮して、審議を行わないと、農地の価値はどんどん落ちるばかりのごた気のしとるんですけど。

以上です。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 内田委員の言われることは分かりますけど、前回出た分と全く一緒ですよね。この人が、もう全て小作をできないので、今回出てる中の、残りの一枚、残っちゃったわけですね。もうどうしても、現地で分かる、もらってももらえんというような状態で、それで、この人はもう、何ていうんですか、気持ちだけでも、贈与でもよかったですけど。

それで、前回もずっとこの人と売買をしてきたわけですけど、その残りが残っちゃったわけですね。ということで、今回、こういうことになっていますので、ご理解願います。

○議長（馬場 保君） 今、池田委員から説明がありましたけど、内田委員、よろしいですか。

ほかに、この案件について、何かご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかに、ご質疑がないようですので、議案第13号、申請番号57番から63番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第14号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号26番です。詳しくは、別添2御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は申請番号26番です。

26番は、共同住宅用地として、転用を計画されています。

申請者は、農振白地10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種と判断しました。

申請番号26番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号26について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第14号、申請番号26番は、申請とおりに許可することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請とおりに許可することに決定しました。

次に、議案第15号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局は議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第15号の朗読〕

議案書10ページ、申請番号4番です。詳しくは、別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号4番については、農地法第5条、申請番号70番と同一事業による転用であるため、次の5条申請と一括協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、次に一括審議することとします。

次に、日程第6、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第16号の朗読〕

議案書12ページ、申請番号69番から76番まで8件の申請がっております。

詳しくは、別添2御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、各調査会長から案件について、説明及び現地調査報告をお願いします。

まず、東部調査会長をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、5条計画変更の申請番号4番と、5条の申請番号69番から71番です。

69番は、コンビニの駐車場用地への転用申請です。申請地は、農振白地10ヘクタール未満の一段の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。70番は、平成17年4月21日付で一般個人住宅用地として許可を受けておりましたが、当初、計画者の転勤に伴い住宅を建てられずにおられました。承継者は、隣接地に貸家を持っておりますが、車の出入りが不便なことと、路上駐車を

して迷惑をかけないようにするため、アパートの駐車場用地として転用を計画しております。申請地は、農振白地10ヘクタール未満の一段の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

71番は、デイサービスの駐車場用として利用者のリハビリ用農園用地への転用申請です。申請地は、令和5年1月11日付で農振除外済みです。10ヘクタール未満の一段の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

議案第15号の申請番号4番及び議案第16号の申請番号69番から71番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号69番から71番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

この別添の22をちょっと見てもらうてですよ。この申請までは、552番4でよかったですけど、ここに552の3というところが、これはそのまま残すということですか。

○議長（馬場 保君） 事務局説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 22ページ、すみません、事務局です。

今おっしゃっている下のほうの552の3、文章がちょっとあるんですけど、水路に地目変更の手続をされるそうです。

○委員（2番 内田 弘幸君） 書いてある。下のほうちょっと書いてあるんですね。552の3は水路に地目変更予定、そうですか、分かりました。

○議長（馬場 保君） 内田委員から質問ありましたけども、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして中部調査会長をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号72番から75番です。

72番は、進入路及び資材置場用地への転用を計画されており、申請地は令和5年1月31日付で農振の用途区分変更が行われています。

73番は駐車場用地への転用申請です。申請地は農振白地、愛野支所から300メートルの区域内にあるため、第3種農地と判断しました。

74番は、共同住宅用地への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

75番は、議案第13号で申請された共同住宅の水道のメーター設置用地として転用を計画されています。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しま

した。

申請番号72番から75番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号72番から75番についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 何か事務局のほうから報告することはございませんか。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。資料として先にお配りしている3枚つづりの3枚目のA3に図面をつけておるんですけれども、申請番号75番の給水設備用地というのは、先ほど4条で許可の下りました共同住宅用地のこの親メーターの設置用地として申請をされております。4条で申請された区域が、給水区域外ということで、青線で区切っているところが、給水区域を表しているんですけど、青線の左側は給水区域内だそうです。そこにメーターを設置して、給水区域外まで4条の転用者の負担で、水路を引いて受水槽というのも特別に設置して子メーターをつければ、水を送ることが可能という水道課の説明がありました。

○議長（馬場 保君） 林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） 18番、林田です。

今の説明に質問ですが、給水メーターを区域内につけて、それから配管というか、どこを通るようになっていたのか。

○議長（馬場 保君） 事務局の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。

黄色で囲っているところが親メーターなんですけど、そこから水道管を、国道を掘って、水道管を埋めてから送るそうです。

○委員（18番 林田 剛君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。

転用の中で、愛野町は、結構アパートが許可をされていきますよね。そういった中で、愛野町の水道の水源というのは、今の状態で許可をしていって、水道課としては大丈夫なのか。水の供給自体の範囲があるんですよ。そこら辺は、水道課としては、ただ大丈夫ですよという見解だけで、事実できるのか。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。

水道課に申請を上げる前に、確認にも行ってもらっているんですけど、今のところ流量計算をして

も足りるそうです。

○委員（14番 東 康敬君） まだ今からでもそういう可能性というのはあるわけ、供給の範囲の中での状態ですよ。この農業委員会の中で、結構、愛野町自体が共同住宅用地域という形の中で、戸数がどんどん増えるじゃなかですか。その中で水の供給体制というのが、どこまでが限界なのかをもっと無限に供給できるもんかですたい。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局からよかですか。

ですけど、実際ですね、農業委員会のこの転用の許可については、水道が足りる足りらんというのは、私は必要なかと思っとですよ。せいけども、家を建てる、アパートを建てるというときには水は必ず必要か、今のうちのやり方としては、申請前にさっき藤吉が説明したとおり、水道課に水は足りるんですか、ここにアパートを建てて12所帯入って水が足りるようであれば、OKを出して足りないようであれば、そこ水、来ませんよと言うて下さいということはお願いをしてあるんです。

（発言する者あり）東委員さんが言われていた、水が永久的にあるかという問題なんですけど、もう愛野町自体に水源はあるんですけども、もともとが、旧町時代からして、水質が悪くて、もうほとんどアップアップの状態、現実的には。

そやけん、来年度、千々石のほうから持ってくる計画がもうされている。半永久的にというか、徐々に水量を増やしていく計画ではあつとでしようけど。何せお金がかかる問題やけん、水道管自体が。その金をどっから都合してくるか次第なんでしょうけど。来年は、そこそこ水をそれで引っ張ってくる計画ではあると聞いている。（「ちょっとよかですか」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田ですけど、今の局長の説明で、水に関しての話は農業委員会でどうのこうのは言うても始まんことを思ったばってん。この給水区域外にですよ、農地は転用してまで、農業委員会が転用許可は出すということ自体が何か、もうここは給水区域外やけん。ここは転用は……無理みたいな感じで逆に、そういう形ででもやっぱりせんばいかんではないかなと思うんですけどね。変なこんなやり方で、給水区域外やけん。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

この件に関して、局長、何かありますか。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。

例を挙げれば、区域外の山の中に家を建てたいという人がおったとき、こういう手法を使うそうなんです。山の中に家を建てて、水道の区域外ですよ。それででも建てますかと言うたときに、我が山を切り開いて家を建てました。そこに水道は自費で、こういう感じで、自費で持ってくれば、水道ば持ってこれるけんかというて建てる人。個人的に建てる人も、そういう場合もあるということで、そういう場合は、そこに住ますとやったら、水道も要るやろうけんねというふうな感じで、私はとらえ

たんですけれども。そういう場合もあるということをやっと頭の中に入れとってもらえれば、少しは柔らかくなるとかなとは思っていますけど。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） そういう形の解釈は、だんだん緩やかになる中での解釈の方法というのがどんどん出てくるじゃないですか。そういったものを認めていきながら、最終的には飽和状態になるというのは目に見えて分かるような状態も出てくるわけですかね。これは、もう今、局長が言われるのは、抜け道のような形の中でもできますよという、今の説明じゃなかですか。水道課のほうからすれば。だから、そういった抜け道を使えば、どんだけでもできますよという、今後はもっと広がってきているような感じですね。

○事務局長（増富 浩彦君） そうです。実際、これ抜け道じゃなかかというような話をしよったんですよ。でも、そうやって、個人的にその給水外にどうしても家を建てたいというような人は、例外的には認めようという事実があつとですたいね。水道課にしてみれば、何でそうしたらアパートは駄目なのと今度はなつてくつとですたい。まず、うちの転用当たりも一緒ですけど、1軒認めたらとなつてくるところもあつとです。そこら辺はちょっと理解してもらえればと思いますけれども。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。いろいろのご意見もあり、また、事務局は事務局としての考え方ありませんけれども、今後、これはずっと議論していかなければならないかと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長、草野です。

西部調査会分は、申請番号76番です。

76番は、駐車場用地への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の区域内にあることから、第1種農地と判断しました。しかし、転用目的が既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の2分の1を超えないことから、例外的に許可することができる案件と思われます。

申請番号76番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号76番について、ご質疑がありましたらお願いします。草野委員。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、草野です。これが問題というわけじゃなかですけど、既存施設の2分の1分を超えないとなった場合に、次にまた申請を上げる場合は、その増えた分の2分の1以下になるとですかね。一番最初の分の2分の1以下になるということですかね。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。増えた分の2分の1以下で隣接していればいいです。

○委員（7番 草野 英治君） ずっと増えていく。

○議長（馬場 保君） 草野委員から発言ありましたけれども、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第15号、申請番号4番及び第16号、申請番号69番から76番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第7、議案第17号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書15ページを御覧ください。

〔議案第17号の朗読〕

議案書16ページ、整理番号1番から、議案書36ページ、整理番号42番までです。

整理番号1番から12番までは貸借に係る案件、整理番号13番から26番までは所有権移転に係る案件、整理番号27番から42番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第17号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から12番について、ご質疑ございませんか。1番から12番に対してご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号13番から26番について、ご質疑ございませんか。13番から26番についてご質疑ございませんか。笠原委員。

○委員（16番 笠原 勝君） 整理番号19番ですけども、私が担当していたところなんですけど、1反5畝で、約20万ということで、すごく安いという感じがするんですが。調査会でも説明をしましたけれども、また今日も、直接、出向いて、20万で上がっていましたけど、本当によかったんでしょうかねというふうにお尋ねしたところ、奥さんのほうが、もうここは米ができないからということで、もうそういう話になった模様です。はい。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ほかにご質疑等々ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号 27 番から 42 番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第 17 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第 8、議案第 18 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書 37 ページを御覧ください。

〔議案第 18 号の朗読〕

議案書 38 ページ、整理番号 1 番から 2 番です。本案件は、再配分となっております。詳しくは別添 3 を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第 18 号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、笠原委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、退室をお願いします。

〔16 番 笠原委員 退室〕

○議長（馬場 保君） 議案第 18 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

ここで、笠原委員の入室を求めます。

〔16 番 笠原委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

お諮りします。本総会における議案事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで、暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後 3 時 00 分休憩

午後 3 時 10 分再開

○議長（馬場 保君） ただいまより農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方、よろしく願います。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

農業経営基盤強化促進法等の一部改正について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） 前回の総会の際、東委員さんのほうから、農業経営基盤強化促進法等の一部改正についての中の農地法の 3 条の農地の取得に係る下限面積要件の廃止ということはどういうことかということで、詳しく説明をお願いしますということで、今回、この総会で説明しますということだったので、事前に調査会の際に、パンフレットをお配りしていると思います。

令和 5 年度の 4 月から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の改正が始まります。実際は、一部改正と言いながら、農地の集約化と人の確保・育成という 2 つ柱が分かれておまして、農地の集約化に関しては大体 6 項目ぐらい改正、人の確保・育成に関して、大体大きく分けて 4 つぐらい改正があって、その中の人の確保・育成の分野の中で、農地の取得に係る下限面積要件を廃止しますということは、令和 5 年の 4 月 1 日から始まります。

詳しく書いてあるのが、このパンフレットの 9 ページ、10 ページということで、目を通しとってくださいってお願いしとった件です。

9 ページ、10 ページを見てください。

これ 1 ページからずっと本来なら説明していこうかなと思ったんですけども、結構時間がかかるので、おいおい総会とか調査会で、この説明をしていきたいと思っておりますので、今日は 9 ページ、10 ページの人の確保・育成、ポイント 3 というところです。

旧農地法の中で、農地の取得に関しては、下限面積がおのおのの農業委員会で設定をされておりました。雲仙市内では大体 50 アール、千々石が 40 アール、小浜の旧小浜町のほうが 30 アール、あとは、みんな一緒に 50 アールです。ということで、その下限面積を満たさないと、農地の取得がで

きないということになっておりました。

今回、その下限面積ちいうのが廃止される関係上、東委員さんにはこそっと聞いたんですけど、どが、その言葉だけを聞いてどう思われましたかと言ったら、誰でも農地を取得できるというふうに勘違いをされている農業委員さんたちが多いんじゃないかなということだと思っております。

県の会議あたりでも、ちょっと誰でもというわけにはいかないんじゃないかなということが、ちょっと取り沙汰されておって、誰でもというわけにはいかないということなんですね。

9ページの下の方を見てもらえば分かります、農地を取得するための要件ということで、本来、農地法の3条の実際的に事務局で審査をするときに、農地法の3条の第2項の第1号というところから第7号というまでがありまして、7号までを全て満たしとかんば、農地が取得できないということになります。

その中で、下限面積の撤廃ということで、下限面積というのが農地法の3条の第2項の第5号というのがあるんですけども、今回はそこだけが廃止で、第2項の第1号から第7号までは残ります。

ここには、9ページの下の方には、簡単に3つ、3項目書いてあるんですけど、農地の全てを効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地利用に支障がないことということが残って、ここを満たさないと農地が取得できませんよということになるということをお頭に置いておってもらいたいということがございます。

10ページの上の方見てください。

一番関係してくるのが、全部効率要件と地域調和要件、ここの中の地域調和要件、ここだけが大いに関係してくるんじゃないかなということがあります。この総会の中でも、そういったところを中心に覚えてもらえばいいのかなと思ってございます。

上の方の全部効率要件なんですけども、①の資産保有目的、投機目的等の農地取得または耕作、養畜の事業を行うことと認められないということですね。資産保有目的で買う人、今日の案件にもあったように投機目的ですね。農地として買って、二、三年、四、五年後に転用を考えている方、そういった人たちには農地は取得できませんよということは残っていきます。

あと、下の段の地域調和要件ですね。農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、小面積の農地の権利取得等により、その利用を分断するような場合、許可することができない。

簡単に言えば、認定農業者さんたちが作つとる農地の中の農地を小さい面積で欲しい、そこで家庭菜園をしたいとかというときには許可できませんよ。端っこのほうに行ってくださいとか、端っこのほうの認定農業者さんたちが耕作の邪魔にならないようなところやったら取得が大丈夫ですよというふうな判断をしてもらえればいいのかなどは思っております。大体、大まかに言って、そんなくらい頭に入れとってもらえればいいのかなどは思っております。

今日ちょっと案件でも出てきたように、ああいった人がまた、下限面積がないもんですから、どん

どん出してくる可能性もあります。

投機目的で買ったとかという場合も、結構出てくるんじゃないかなと思っております。

あと、一番問題になるのが、農振農用地じゃないところの小面積でのサラリーマンを定年退職した人が、例えば、5 畝ぐらいで欲しい。家庭菜園並みで最初やりたいと言ってきたときに、どう判断するか。そこがちょっと難しいんじゃないかなとは思っております。

地元の農業委員さん、推進委員さんたちの意見が多いに反映されて、許可、不許可になるかなと思っておりますので、そういった案件が上がってきたときには、農業委員さん、推進委員さんの意見も事務局は聞くことになると思いますので、そのときはよろしく願いいたします。

おいおいちょっと詳しく、事務局と一緒に頑張って勉強していこうかなとは思っておりますので、今、分かるところは、そこぐらいですね。

うちは来月の総会から、これが適用されてくるんで、ちょっと事務局のほうも一緒に頑張って勉強を先にしようかなとは思っております。

以上です。何かありましたら、ちょっとお願いします。

○委員（14番 東 康敬君） 例えば家庭菜園で、この条件をクリアしたときに、農振、白地、もう農振に入るととこ、それは関係ないということで。

○事務局長（増富 浩彦君） そこは、最後ら辺で言うた地域の調和、認定農業者さんたちの耕作に邪魔にならないようなところであれば、許可できる。

あと、この基盤強化法の一部改正の本当の目玉なんですけど、地域計画というのを農林部局のほうで策定をせんばいかんごとなとっつですよ、令和7年度末まで。それがちょっと関係してくるんですね。

人・農地プランというのは、多分言葉は御存じだと思うんですが、人・農地プランのちょっと進化系で、地域計画ということになっつとつですけど、その地域計画の中に位置づけられた人たちが、今度、耕作をずっとしていく中で、やっぱりそういった人が入ってくれば、ちょっと農地として守っていけんことなる可能性もあるけん、やめてくれんかというような農地については、許可はしないほうがいいのか。そういった人たちは入れんほうがいいのか。私は思っはおっつとですけども、今のところ地域計画が全然策定ば、まだ雲仙市も手もつけておらん状態やけん、この2年間は、東委員さんが言われるごと、内とか外とか関係なくて、許可せざるを得んとかなつて、要件を満たしとけばと思ひます。

○議長（馬場 保君） 18番、林田君。

○委員（18番 林田 剛君） 農業委員会だよりの中にも下限面積の撤廃って一応説明があつて、現場でも、私たち農業委員とか推進委員にも、下限面積撤廃されるって何ですか、どういうことですかという質問を恐らく聞かれると思うんですね。

一応説明も書いてありますけど、とりあえず何て答えとったらよかですか。撤廃にはなつとるけど、要件はあんまり変わつたらんよとか、そういうふうな最初は説明をすればよかですか。何かそういう聞かれた場合の今の時点での答え様とか、そういうの皆さん、統一しとったほうが、やっぱりよかとじゃなかかなと思うとですけどね。

○事務局長（増富 浩彦君） 個人的には、県とか国にも言いよつとですけど、所有権移転は地域計画のできるまでは下限面積の撤廃は使わずに、貸借やったら、その下限面積はないんですよというふうな感じで、雲仙市の農業委員会は言ったほうがいいんじゃないかなとは考えとつとですよ。

ちゃんとした地域計画の中、計画が立てられた2年後に、所有権移転は始めたほうがいいのかんっては思っておつとですけど、でも、家庭菜園、小面積の農地については、売らすほうも、手放したいという人も結構おらすと思つとる、それか一概に決めてしまえば、そういうされんじゃなかかというところ出てくるもんやけん、周りの状況を見て、認定農業者さんたちが邪魔にならんところやったら、小面積でも所有権移転も認めても構わんとかんというところも考えんでもなかとですけど。それは農業委員さんたちが、どがん言わすかなと思っておつたんですけど。（「よかですか」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） 東君。

○委員（14番 東 康敬君） 局長が言われるように、農業がもうからんもんじゃから、農業をリタイアする人が結構いるわけですよ。

しかし、農地というのは、手持ち無沙汰で放したいと。しかし、買手もないわけ。だから、そこら辺の、また買手がいればいいんじやろうけど、この農地を地主が責任持って管理せんにやいかんのやから、それをうちらもやっぱり指導として要るわけですよ。しかし、できれば手放したいと。しかし、買手はないという形が今の現実なんですよ。

だから、そこら辺が、今度ここの農業委員会でどういふ見解を持って、そういうものを許可していくかということも、ある程度の基本路線がないと、これは、こっちはこうやった、こっちはこうやったというて、ばらばらになってくれば、我々農業委員の見解の判断に困るときがあるわけですから。

そこら辺はやっぱりはっきりしたところのテーマというか、マニュアルをやっぱり言うとかんとですよ。

○事務局長（増富 浩彦君） 実際、うちは今月の申請分から受付んばいかん状態なんですけど、来月の総会あたりまでに、ちょっと統一した文言ばつくつて、ちょっと示すように準備ばしましょうかね。

○委員（9番 徳永 玉義君） どっかから早速来ると思いますよ。簡単に思わすはずですよ。今まで農業しよらんもんで、それは買うというような内容ですもんね（「そうです」と言う者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） 今現在でも、ここ3条で、農地法3条で買うた農地は、一作作れば転用してよかとか、ぐらいなもんじゃなかですか。（「そうですよ」と言う者あり）そうしたときに、こいで下限面積はなしで買うて転用ば、1回作つち転用ばしてん、何も言われんちいうことやろうか。

1回は作ったせんと言われれば、転用という形にもなるじゃろうし、今の大体3条のやり方自体が大きな問題よ。1回作ればよかとか、それ自体は、3条で買うたら、3年は駄目とかというとならよかばってん、半年作ればよかとか、1作作れば転用はよかですよって、大概農地法として、3条の農地法自体がおかしかもん。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 4番、池田ですけど、先ほど局長が申し合わせ事項というのを提案されたわけですけど、例えば、今ほら司法書士とか行政書士が、中に介して申請をするんですよ。

ほかの地域がそれをしとらんで、そういう代証人がそれを勉強した中で、事務局に申請してくると。そうしたときの調整がちょっと難しいんじゃないかろうかという感じもするわけです。

今、全てそういう代証人が入って申請するものですから、いろんな知恵が出て、申請者に知恵を与えて申請書類が出てきませんかと思うわけです。そういうところに対して事務局はどう考えかあるんですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（増富 浩彦君） 司法書士、行政書士、負けんごと勉強していかんばいかんねというとは、常々ちょっと事務局には言っておつとですけども。

住民さんからちょっと相談があったときに、ちょっと答えにくかったなというとは、ちょっと思っではおります。

誰でも多分取得できるということで勘違いをされとるとが結構、一番最初にも言うたんですけど、全部思っとなすとじゃなかかなって。

だけん、簡単に言えば、幾つも要件が、農地の取得をするには要件が幾つもあって、その1個が外れただけで、ほかの要件が残るとるけん、そう簡単じゃないんだよということを言うてもらえれば。あと詳しいことは、事務局にちょっと行って聞いてもらったほうがよかかもしれんというふうな感じで、農業委員さんたちは答えてもらえれば、当面の間は一応そういうことに決めとけばいいんかなとは思っではおつとですけど。

○議長（馬場 保君） いろいろ事務局に説明していただいておりますけども、じわりじわりいかんと、これ一遍にしたところで、かなり大変になると思いますけどね。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。地域計画絡みが出てくる2年の間に、国が決めたことすれば、2年間は今度は反対から言わせてもらえば、私も誰でも農地ば取得できる、計画ありきで考えた、今回の改正やけんか、2年間というブラックホールの期間があつとですよ。

そこは、下限面積の撤廃は、地域計画に支障を生ずるような農地の取得であれば許可できる、できないってなつとるもんやけん、2年間やったら、地域計画のできるまでやったら、皆さんが考えとらすこと、誰でも農地が取得できるつとじゃなかしかというとは、県にも国もちょっと伝えてはおつと

ですけれども、その返事が何も来んもんですから、まだこういうレベルでしか話ができんとですけれども。

だけんか、ほかの要件もあって、7つぐらい要件があったうちの1個だけがなくなって、あと6つぐらいの要件は残っとるけん、簡単に取得はできんとよという説明が一番いいかなとは思っております。

あとは事務局に詳しい話は聞いてくれよということで、当面ちょっとそれで統一ばしとったほうがよかかなとは思いますが、どうでしょうかね。

○議長（馬場 保君） 事務局から説明がありましたけれども、そういう形、方向性でよろしいですか。

○事務局長（増富 浩彦君） 耕作放棄地は、私は耕作放棄地は解消さすならよかと思えます。

○委員（2番 内田 弘幸君） やっぱり全てのいろいろの要件がついてくるとなれば、そやけん、下限面積がなしで農地ば買うたときに、同じような3条で買うとけど、それに今までの3条と同じような感じで1回作れば、後はということじゃなくて、やっぱり下限面積ば持たんで農地ば買うた場合は、やっぱり5年なら5年はとか、何かやっぱりそういう何かの縛りはなかげら、おかしかじゃなかなと思うとですけどね。

○事務局長（増富 浩彦君） それで、よろしくをお願いします。

○議長（馬場 保君） ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようなので、その他に移ります。

事務局、または皆さんから何かありませんか。

○事務局（酒井 伸也君） すみません、事務局からいいですかね。先ほど、来年度の委員会・農業委員会会議日程表をお配りしているの、来月4月からの予定表をお配りしていますので、一応この予定で進めていきたいと思っております。予定のほう、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ほかに何かご質問あるいは意見ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようなので、これをもちまして、農政推進に係る協議を終了します。委員の皆様お疲れさまでした。

午後3時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 3月 6日

議 長

署名委員

署名委員